

「分別生産流通管理済み」ってどういうこと?

商品の表示見たら「分別生産流通管理済み」って書いてあるけど、原料が変わったの?とご質問をいただくことがあります。なにを意味しているのでしょうか?

●「分別生産流通管理済み」とは

右は、「納豆」の一括表示の一部です。「分別生産流通管理済み」とは、遺伝子組換え原料の混入を防ぐため、原料の生産・流通・製造加工の各段階において、適切に分別して管理していることを示していて、原材料名の後ろに括弧書きで表示されます。同じ意味として他にも「遺伝子組換え混入防止管理済み」や「遺伝子組換え混入を防ぐため分別」などの表示があります。

●「遺伝子組換えでない」と表示できるもの

法律が改正され「遺伝子組換えでない」と表示するためには、「きちんと分別生産流通管理して、検査で遺伝子組換えの混入がないと認められるもの」のみとなりました。

東海コープ
ホームページに
「おいしくて、
安全なおはなし」の
バックナンバーが
あります。



名 称 ひきわり納豆
原材料名 【納豆】大豆(北海道) 分別生産流通管理済み、納豆菌
【たれ】砂糖、たん白加水分解物、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、かつおぶしだし、米発酵調味液、こんぶだし、酵母エキス/調味料(アミノ酸等)、酸味料
【からし】からし、食塩/酸味料、アルコール、着色料(ウコン)、ビタミンC、増粘多糖類

以前は「遺伝子組換えでない」と表示できていた「きちんと分別管理して遺伝子組換えの混入が5%以下に抑えられているもの」については、「分別生産流通管理済み」など「分別管理をしている事」が表示できます。法律の改正でこのように表示は変更されましたが、使用される原料や管理方法が変更になったわけではなく、今までと同じものなので安心してご利用ください。

●商品案内(カタログ)での表示

分別生産流通管理済み

生協の商品案内では「きちんと分別管理して混入が5%以下に抑えられているもの」の商品は、左のマークで案内しています。法律改正前の「遺伝子組換えでない」ものに該当します。

遺伝子組換え原料 GMO不使用

左のマークで案内されているものは、新しい法律での「遺伝子組換えでない」ものに該当します。

飼料原料のとうもろこし、大豆油粕は分別生産流通管理済みです。



飼料原料のとうもろこし、大豆油粕は遺伝子組換え混入防止管理済みです。

商品案内では、飼料原料についても遺伝子組換えの情報をご案内しています。今後はより分かりやすくするために、上記のように変更いたします。

2023年
10月4週
(43号)

東海コープからの
おいしくて、
安全なおはなし

